

<個別案件確認票（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和2年11月25日

東京都作業部会確認 令和2年12月16日

事業名 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会専用
アンチ・ドーピングラボラトリー運營業務委託

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、東京 2020 大会ラボラトリーの運營業務を委託するものであり、パラリンピック競技を含む大会全体の公平性、透明性の確保のため欠くことのできないものであり、5/31 の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <p>本事業は、ドーピング分析施設として、IOC、IPC 及び WADA の要件に沿うラボを運営する上で欠かせない事業であり、競技の公正性を担保する等、大会の成功に必須である。</p> <p>なお、今回の契約変更は、延長後の期間も準備業務を継続して実施するため、現時点で手続きを進める必要がある。</p>	
	<p>効率性</p> <p>当初契約においては、必要な業務を精査のうえ委託項目としており、今回の契約変更に当たっては、実績に基づく光熱水費の見直し、より安価なバックアップ電源の採用等、経費削減に努めた。</p>	
	<p>納得性</p> <p>本件委託契約先である LSI メディエンスは国内唯一の WADA 認定 DOP ラボ運営者であるため、原契約の実績額を基準として契約変更額について検証し、妥当であることを確認した。価格についても、当初契約の単価をベースに積算している。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本事業は、適正なアンチ・ドーピング活動を保障するために必要な業務であり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。